

高齢者の消費者被害

悪質業者は、言葉巧みに不安をあり、親切にして信用させて、大切な財産を狙っています！
トラブルにあわないために、悪質業者の【手口】を知っておくことは有効です。



電話勧誘・家庭訪問 販売業者が自宅に電話したり訪問し、商品やサービスを販売する方法。強引な勧誘、長時間に及ぶ勧誘、身分を偽っての勧誘、虚偽説明などがあります。	かたり商法【身分詐称】 販売業者が有名企業、市役所、国民生活センターなどの公的機関、適格消費者団体などの関係者と思わせて、商品やサービスを契約させる方法です。
無料商法 「無料サービス」「無料招待」「無料体験」「無料で閲覧」など「無料」であることを強調して勧誘し、商品やサービスを購入させる商法です。	訪問購入 消費者の自宅などで、購入業者が売買契約の締結して物品を購入する手口。突然自宅を訪れた知らない業者に、十分な説明もなく貴金属を安値で買い取られた、という相談があります。
還付金詐欺 市役所等の自治体、税務署や社会保険事務所などの職員を名乗り医療費や税金等を還付する手続きであるかのように装い、お金をだまし取ろうとする詐欺。ATMを操作させ、自己の口座から相手方の口座へ現金を振り込ませるなどの手口が見られます。	

不審に思ったときは、警察や消費生活総合センターへすぐに相談を！！

消費者ホットライン ☎188 (いやや)

消費生活総合センター ☎256-0800

★新型コロナウイルスワクチン詐欺 0120-797-188



高齢サポート・朱雀(京都市朱雀地域包括支援センター)

☎075(801)1384 FAX075(801)1385

